


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、市が行った利用自粛要請等に応じ、保育所を利用しなかった場合、利用しなかった日数に応じ保育料を日割りで算定するため、上記規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 附則に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための保育所の利用自粛要請等に係る保育料の日割り算定の特例を加える。</p> <p>(3) 施行日 公布日からとし、令和2年4月1日から適用とする。</p> <p>(4) 影響及び効果 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、保育所を利用しなかった世帯の負担軽減が図られる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。